

社 労 連 第 1 5 7 号
平成 2 3 年 4 月 1 8 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

**東日本大震災における被災者やその御遺族等に対する労働基準行政関係業務
の支援について（協力依頼）**

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局総務課長他 4 課長より
別添のとおり協力依頼がございました。

連合会といたしましても、被災者等に対する労働基準行政関係業務について
は、社労士として積極的に支援する必要があると認識しております。

つきましては、今後、貴会あてに具体的な支援にかかる依頼があった際には、
会員の皆様のご協力をいただけるよう、貴職におかれましても特段のご配慮を
賜りますようお願い申し上げます。

(担当：業務部企画課)



基総発0407第1号
基監発0407第2号
基勤発0407第1号
基安計発0407第1号
基労管発0407第1号
平成23年4月7日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

総 務 課 長
監 督 課 長
勤 労 者 生 活 課 長
安 全 衛 生 部 計 画 課 長
労 災 補 償 部 労 災 管 理 課 長

東日本大震災における被災者やその御遺族等に対する労働基準行政関係業務
の支援について（依頼）

このたび、東日本大震災により被災された社会保険労務士の皆様に、心から
お見舞い申し上げます。

また、平素から労働基準行政関係業務の推進につきまして格別の御理解と御
尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般の震災の被災者やその御遺族並びに被災地域における事業主の
方々に対しては、その相談に的確に対応するため、被災地域等の労働局及びそ
の管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等
に関する緊急相談窓口を開設するとともに、各種申請様式の簡略化・省略化な
ど、また、被災地域等における労働保険料の納付期限（7月）について延長す
るなどの特例措置を講じてきたところです。

今後は、避難所などを巡回し、被災労働者やその御遺族の方々に対する相談
や各種請求の勧奨を重点的に実施することとしていますが、請求者の増加が予
想されるため、全国の労働局から被災地域に応援職員を派遣するなど職員の体
制を整備し、各種事務処理について迅速、適切に行うこととしています。

しかしながら、警察庁の発表によれば、死者・行方不明者、負傷者数は3万
人を超えるとされ、被災地域の事業場の多くが休業・廃業に追い込まれること
が予想される中、労働保険料の納付に関する相談をはじめ労働基準行政関係業
務に関する相談、問い合わせが今後ますます増加し、労災保険給付などの請求
件数も相当数寄せられることが予想されます。

このため、貴連合会におかれては、社会保険労務士の皆様による被災者やそ

の御遺族並びに被災地域における事業主に対する労働基準行政関係業務の支援の必要性について周知いただくとともに、同業務への支援について社会保険労務士の皆様に御協力いただけるように御配慮をお願い申し上げます。